

14番 新風 高阪康彦でございます。議長の許可を戴きましたので、「行政と町内会の関係は」と題しまして、質問いたします。

町内会は地縁、同じ土地で暮らし、生活をする人々が集まった組織であります。地縁に関しては大昔からありますが、今のような自治会の始まりは日中戦争の頃から各地で組織され始めたと言われております。そして戦争の進行とともに末端の組織として、5世帯～10世帯位の隣組が作られました。この形が今の自治会の基ではないかといわれています。しかし、この自治会も、戦後、GHQに非民主的な組織として廃止、解散が命じられました。それは自治会が、一億総動員のかげ声のもと、政府機関の下部組織として、戦争継続におおきな役割を果たして来たことと云うことです。余談ですが、当時、隣組では政府広報の伝達は回覧が使われていましたが、回覧という形は現在でも使われています。

この解散命令も、1952年のサンフランシスコ講和条約により失効しました。以降再び、各地で自治会が再結成されるようになりました。新しい自治会は戦前のような行政の末端組織としてではなく、住民の自治組織として行政組織とは無関係な存在として位置づけられ、今日に至っています。

近年は、町内会は行政協力という一面だけではなく、地域のコミュニティとしての役割が求められています。最近、各地で大災害が起きています。深刻な大災害に見舞われた時に、地域のごく身近で細かな、コミュニケーションが、減災という部分で大きな役割を果たした事例が多く紹介をされています。近隣住民の助け合いや、支え合い、災害直後の救出から、避難所、仮設住宅などの暮らしを通じて、同じ地区で生活をともにする、気心の知れた関係は生活の迅速な再建に欠かせないものであります。よく災害には公助、共助、自助といわれますが、最近では近所も加えられています。更には、地方分権の時代と言われるようになり、分権の名により、住民主体の自治が求められ、又、住民と行政がコラボする協働が、叫ばれるようになり、その主体として町内会は、ますますその任務が重くなっています。

しかし、町内会も時代の流れや、少子高齢化を迎えいろんな問題が起きてきています。主な問題として

1. 町内会は、各々の世帯からなっていますが、地域の状況や少子高齢化に伴い、その世帯にばらつきが出てきていること

2. 二つには、役員のなり手が少なく、役員選びが大変である。

3. 町内会の組織率が下がって来ている。

などが考えられます。この原因は様々考えられますが、このままで推移すれば、町内会としての存続はもちろん、行政協力、地域としての災害に対する対策や、独居老人、閉じこもりなどの高齢者対策にも支障が出かねないと考えます。

それでは、通告書に沿って質問をします。

1. 最小の町内会と最大の町内会の世帯数。

囑託員（町内会長）は100戸以下の町内会から1000戸以上の町内会でも一人の囑託員である。補助囑託員でバランスを取っているが現行問題はないのか

2. 囑託員の法的な地位は。同地位の役職は他には何があるか。又、その地位による制限は（例えば選挙活動など）

3. 町が町内会に委託する町の役職はどんな役職があるか。

又、その役職は町内会単位で平等に委託するのか。

4. 町が町内会にお願いする行政協力は何かがあるか。

（10月からは広報の全戸配布はなくなるが、例えば、防犯灯、ゴミの管理などのほか）

5. 町内会に対しての町からの主な補助は、どういったものがあるか。

(提案)

将来の対策として、既存の町内会ではなく、行政協力に特化した区割を考えたらどうか。

既存の町内会は過去の経緯、伝統があるので、存続し、新行政区の下部組織として下支えをしていただく事になる。行政区割りとして、大きな区割りは、町が進める、町界設定の区割を参考としたい。世帯数は出来るだけ平均化して、平均化された区から行政協力員として役員を選ぶ。役員の選出はその区に任せる。囑託員は行政協力員とし、現町内会長は現町内会を統率、運営する。